

# 未収金解消に向けて 取り組んでいます!!

債権管理課  
Credit Management Division

本市では、財政の健全化と市民負担の公平性を確保する観点から、未収金(期限を過ぎても納付されない市税・料金など)解消の取り組みを継続しています。

お問い合わせ先 駅南庁舎債権管理課 ☎ 0857-20-3435  
0857-20-3403

## 未収金が累積すると

本市が提供するサービスは、市税や各種保険料・使用料などを財源としています。これらが未収となつた場合、サービスの提供に支障が出るほか、長期的には市の財政に深刻な影響を与えることとなります。また、納期内に納付される方と納付されない人がいる状況を放置すれば、公平性が損なわれ市政に対する信頼が著しく低下することとなります。

## 滞納整理の推進

本市では、納付できる資力(資産や収入)があるのに納付されない人、納付相談もされずに滞納を

放置されている人に対しては、滞納処分(市による差押など)や裁判手続き(支払督促、差押命令の申立など)を実施しています。債権管理課が平成26年6月に設置されて以降、平成30年8月末までで約1980万円の未収金が滞納処分や裁判手続きを通じて回収されました。これ以外にも、催告などの滞納整理業務により納付された未収金が多数あります。

一方、やむを得ない事情で一括納付が困難な人に対しては、納付相談に応じていますので、早めに各担当課までご連絡ください。

## 市税などのお支払いは便利な口座振替で

市税などのお支払いは、口座振替が便利です。お支払いに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。この口座振替のお申込みには、2つの方法があります。

1つは、従来どおり、金融機関で「口座振替依頼書」を提出して行う方法です。

もう1つは、「ペイジー口座振替受付サービス」で行う方法です。このサービスを利用すると、キャッシュカードで簡単にお申込みができます。

今回は、「預金通帳と届出印が不要で、お手続きが簡単」なこのサービスについて、ご紹介します。

## 「ペイジー口座振替受付サービス」ご利用条件

- 市税や料金の口座振替を希望する口座が
- 鳥取銀行
- 山陰合同銀行
- 鳥取信用金庫
- 中国労働金庫
- ゆうちよ銀行
- 島根銀行

のいずれかにあれば、「ペイジー口座振替受付サービス」のご利用が可能です。

※必ず、キャッシュカードの名義人がご本人がお越しく下さい。



## ペイジー口座振替 受付サービスお申込み



①カードの名義人ご本人が、窓口で必要なものを3点を提示して下さい。



②職員が、キャッシュカードを端末に通します。



③端末に4桁の暗証番号を入力してください。



④署名をして、手続き完了です!

## 取扱税目・料金

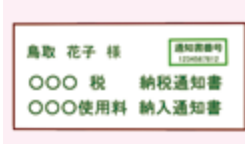
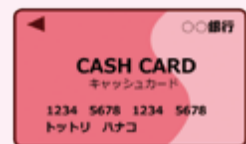
- 市・県民税(普通徴収)
- 国民健康保険料
- 保育所保育料
- 受託県営住宅家賃・駐車場使用料
- 浄化槽使用料
- 固定資産税・都市計画税
- 介護保険料
- 幼稚園保育料
- 下水道使用料
- 軽自動車税
- 後期高齢者医療保険料
- 市営住宅家賃・駐車場使用料
- 集落排水施設使用料

## 申し込み場所

- 市役所駅南庁舎 1階 (債権管理課・保険年金課・長寿社会課・子ども家庭課)
- 市役所本庁舎 1階 (建築住宅課)
- 各総合支所市民福祉課

## 必要なもの 3点

1. 口座振替を希望する口座のキャッシュカード
2. 身分証明書(運転免許証、保険証など)
3. 口座振替を希望する税、料金の納税(入)通知書



※クレジットカード納付は行えません。  
※法人用キャッシュカードは使用できません。

## 市税・国民健康保険料の納付の猶予制度

### 1. 徴収猶予

傷病や失業、災害などの特別な事情により納期限内に市税・国民健康保険料を一度に納付できないと認められるとき、申請により徴収を一定期間猶予する制度があります。

- 徴収猶予期間  
市税：原則1年以内(最長2年)  
国保料：6か月以内

### 2. 換価の猶予

市税・国民健康保険料を一度に納付することにより事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがあると認められるとき、財産の差押えや換価(売却)を一定期間猶予する制度があります。

- 申請期限  
納期限から6か月以内
- 換価の猶予期間  
原則1年以内(最長2年)

### 3. その他

制度の詳細については、駅南庁舎徴収課(☎0857-20-3431、3432)までご相談ください。

## 未収金の縮減

本市全体の未収金は、平成29年度決算額で約2億5千万円、率にして約7.7%、前年度と比較して減少しました。今後も、的確な初期対応により滞納の累積を抑制するとともに、研修などを通じて職員の意識とスキル向上を図っていきます。また、組織横断的な連携により全庁的な債権回収を推進し、未収金解消の取り組みを継続していきます。

